

令和7年度高知県在宅歯科診療設備整備費補助金【Q & A】

Q 1. 複数の医療機器を購入して良いか。

A. 可能です。申請はまとめて一回にしてください。

Q 2. いつまでに申請をしたら良いか。

A. 本申請提出期限は、令和7年8月29日（金）17：15 締め切りです。

※上記の提出期限は、申請書の内容に不備がないと確認できた場合のものとなります。

大幅な修正が必要となった場合は、本申請を受理できないことがございますので、期限前の速やかな本申請書類の提出についてご協力をお願いいたします。

Q 3. 既に購入済のものは対象か。

A. 交付決定前に購入したものは**対象外**です。交付が決定した後に購入した物品のみ対象です。

Q 4. 過去に高知県在宅歯科診療設備整備事業費補助金（H22～27年度、令和6年度）を使ったことがあるが、令和7年度も申請して良いか。

A. 申請できます。

Q 5. 見積書は必要か。

A. **※事前申請時と本申請時で必要となる条件が異なります。**

- ・事前申請時：1つの機器について税込み100万円を超えるものは見積書が必要です。
- ・本申請時：全ての機器について見積書が必要です。なお、1つの機器について、**税込単価×個数＝金額が30万円を超える場合は、2社以上から見積もりを取り、安価や方で申請**してください。なお、申請書類は全て**税込み価格で記載**してください。

Q 6. 要綱の別表第1に記載のない機器は対象にならないか。

A. 訪問歯科診療に必要と考えられる機器であれば、「(8) 在宅訪問歯科関連機器」として、対象になる可能性があります。**申請前にご相談**ください。

Q 7. 納税証明書はどこで発行されるか。

A. 県税事務所で発行されますので、下記にお問い合わせください。

| 県税事務所 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|-------------------------|--------------|
| 安芸県税事務所 | 安芸市矢ノ丸 1-4-36 (安芸総合庁舎) | 0887-34-1161 |
| 中央東県税事務所 | 高知市大津乙 1820-1 | 088-866-8500 |
| 中央西県税事務所 | 高知市丸ノ内 1-7-52 (高知県庁西庁舎) | 088-821-4651 |
| 須崎県税事務所 | 須崎市西古市町 1-24 (須崎総合庁舎) | 0889-42-2366 |
| 幡多県税事務所 | 四万十市中村山手通 19 (幡多総合庁舎) | 0880-35-5972 |

Q 8. 県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)は何を提出したらよいか。

A. ※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要項」における第4号様式。
(別紙)をご提出ください。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

Q 9. 申請書の様式や記載例はあるか。

A. 高知県在宅療養推進課のホームページに掲載しています。

県ホームページのトップページ→「在宅歯科診療設備整備事業費補助金」で検索
(URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025031900141/>)

Q10. いつまでに実績報告書を提出すれば良いか。

A. 年度内(R8.3月末まで)に事業を完了し、実績報告書を提出いただく必要があるため、**R8.1月末まで**には申請書をご提出ください。